

人権のつば(75)

大山町人権交流センター TEL 0859-54-2286
大山町茶烟 1077-3 FAX 0859-54-2413

- ・ 転入しようとした避難者にスクリーニングを受けることを求めたり、受けたことを証明する書類の提出を要求したりする。
- ・ ホテルでの宿泊やガソリンの給油を拒否される。
- ・ も言える心ない、次のような差別的な事案も発生しています。

「地域社会の中で一人ひとりが大切にされ、共に支え合い心豊かに幸せにくらせる町づくり」の基本は、一人ひとりの人権が大切にされる社会です。みんなで人権について考え、学び合う場として、今年度も10月中旬から12月中旬の間、全集落、地区で小地域懇談会を実施することにしています。

「小地域懇談会に

・他県に避難した女子児童が「福島県から来た」とクラスの子どもから避けられたり、陰口を言われたりして不登校になつた。

集落型里山林整備 モデル事業

このような差別的な反応はなぜ起ころうか。今年の小地域懇談会では、具体的な事例をもとにその原因や背景を考えながら、問題解決に向けて私たちに何ができるのかを考えていきたいと思います。

◆事業内容

(1) 鎮守の森等整備事業（景観向上のための花の咲く木等の植栽など）

(2) 鳥獣防止緩衝帯整備事業（森林内の刈り払い、除伐）

◆事業対象区域

集落の周辺概ね1km以内で

◆事業実施期間

平成23年度～25年度

◆補助率

事業費の全額補助（たなし）

◆補助上限額

概ね単年度300万円、通

申込用

